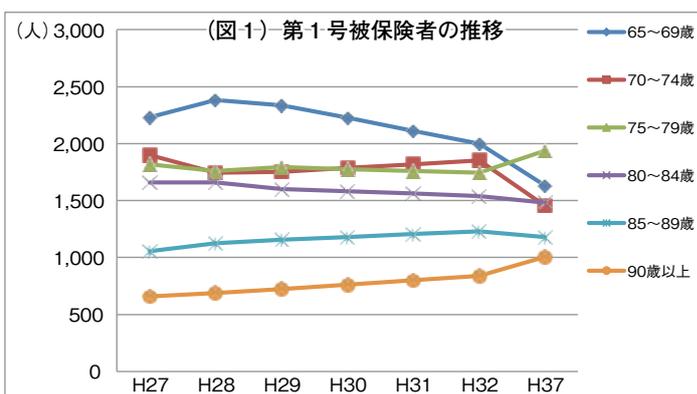
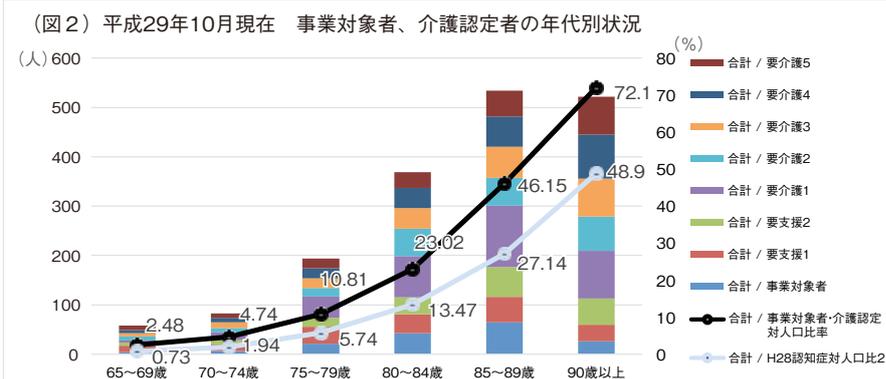


飛騨市 第7期介護保険事業計画 地域包括ケア計画



(図1) 飛騨市の高齢者全体の人口は減少傾向にあります。団塊の世代が第7期計画時は70～74歳になります。

市では、第6期計画を基本とし、介護保険制度の改正を踏まえ、一層の施策の深化、充実に努めるため、市の高齢者に関する保健福祉の取り組みや介護保険事業の方向性等を定めた「飛騨市第7期介護保険事業計画・地域包括ケア計画」(平成30年度～平成32年度)を策定しました。



(図2) 85歳以上では年代別の人口比で半数以上の方が事業対象者か介護認定の対象者となり、約3割以上の方に認知症の症状が見られます。

介護が必要になる方や認知症の方が増加することが見込まれる中、介護が必要となる方へ自身の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制を

いかにして確保していくか、その環境の整備及び推進が重要となります。

●本計画で取り組むべき重点施策は次のとおりです。

【重点施策1】 地域包括ケアの深化・推進

住み慣れた地域で、健やかに自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざし、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組み(地域包括ケア)をさらに推し進めます。

■認知症地域対応力の向上

認知症サポーターの養成と認知症の理解促進。重症化しないように、早期発見と適切な治療へ導く認知症初期集中支援チームの活動

■介護保険・医療の連携体制の構築と推進

在宅医療介護連携支援センターの活動、ICTを活用した医療介護連携、岐阜県看護協会との協働による訪問看護体制の強化



■活躍の場、生きがいの場、集いの場づくり
生活支援コーディネーターの活用、生活支援ヘルパー養成、畑仕事、通いの場など身近な資源を健康寿命延伸へ活かす

■生活期、予防期のリハビリ強化
高齢者リハビリ元氣推進プロジェクトの推進、運動や食事を含めた様々な視点での普及啓発

市民が健やかで生きがいをもって生活できる期間（健康寿命）が長くなることで、生活の質（QOL）が向上し、介護認定率を引き下げ、給付費の削減へつなげます。

【重点施策2】
健康寿命の延伸・
重介護への進行抑制

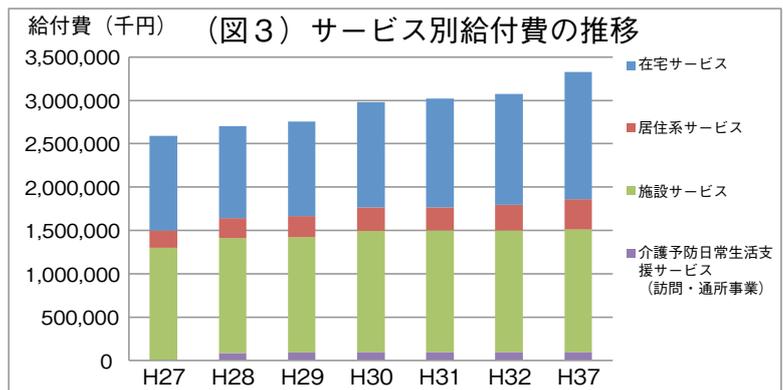
■包括的な生活支援の展開
買い物弱者対策、冬期生活対策、交通弱者対策

【重点施策3】
医療介護人材確保と
その基盤の整備

平成28年度より様々な着眼点により重層的に介護人材確保の取り組みを始めました。第7期はその注力期間とし、更なる人材確保に取り組みます。その状況を見極めた上で基盤整備を進めます。

■医療介護人材確保対策の積極的展開
人材確保対策の継続と見直し。高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けられる共生型サービスの検討。医療人材の確保のための取組みを開始

■医療介護人材確保を見極めた上での在宅の限界点を高めるサービス基盤の整備
(図3) 第7期に給付費が増加する要因としては、介護人材確保により第5期に整備した特別養護老人ホーム20床の共用開始、リハビリに特化したデイサービスの開設、平成32年に認知症に対応したグループホーム1ユニットの開設を見込んでいます。また介護報酬の改定や消費税改定、介護職員の処遇改善による増加も見込んでいます。



●介護保険料の設定
今後3年間のサービス見込み量から必要額を算出し、市内の第1号被保険者の負担分(23%)で算定した保険料を下記に示します。(平成30年度、平成32年度の設定金額)
介護保険料の基準額(月額)を前期より270円増の5,710円としました。
(本計画書は市ホームページで閲覧できるほか、ご希望があれば冊子をお渡しします。詳しくは、地域包括ケア課までお問い合わせ)

| 段階 | 対象者要件 | 介護保険料額 | | |
|---------------|--|----------------|------------------|--------------------|
| | | 負担割合 | 月額 (円) | 年額 (円) |
| 第1段階 | ①老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税 非課税の方 ②生活保護の受給者 ③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」の額が80万円以下の方 (市条例により基準額×0.45) | 0.50 (0.45) | 2,855 (2,570) | 34,260 (30,840) |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」の額が80万円を超え、120万円未満の方 | 0.65 | 3,712 | 44,530 |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」の額が120万円を超える方 | 0.75 | 4,283 | 51,390 |
| 第4段階 | 世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」の額が年間80万円以下の方 | 0.87 | 4,968 | 59,610 |
| 第5段階 (基準額) | 世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」の額が年間80万円を超える方 | 1.00 | 5,710 | 68,520 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方 | 1.12 | 6,395 | 76,740 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上、200万円未満の方 | 1.23 | 7,023 | 84,270 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上、300万円未満の方 | 1.50 | 8,565 | 102,780 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上、400万円未満の方 | 1.63 | 9,307 | 111,680 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方 | 1.80 | 10,278 | 123,330 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の方 | 1.95 | 11,135 | 133,610 |